

株式会社賃貸コーポレーションの「入居者補償制度のご案内」

ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと

- 入居者補償制度（以下、「本制度」といいます）は、不動産管理会社が保険契約者となって、Chubb損害保険株式会社（以下、チャブ保険といいます）との間で締結した損害保険契約に基づいています。
- 本制度の対象となる借戸室に入居のお客様は、当該保険契約の被保険者（保険金受取人）となります。
- 本制度の保険証券は、保険契約者が保管し、入居者の皆様には交付されません。
- お客様が所有する家財の実態に応じて、別途火災保険にご加入いただくことができます。詳しくは下記「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
- 本制度は、対象となる借戸室の入居期間中に補償を提供するものです。対象となる借戸室を退去された場合、またはご入居されている借戸室が管理会社の変更などにより本制度の対象でなくなった場合は、補償が終了します。
- ※ 退去等によって補償が終了した場合、解約等の手続きは必要ありません。
- パンフレットおよびこの書面は補償内容に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましてはチャブ保険ホームページ、「リビングプロテクト総合保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）2025年1月1日以降始期用」をご参照ください。（<https://www.chubb.com/jp-yakkan>）冊子約款をご希望の場合は、下記「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
- 地震保険、事故被害者弁護士費用補償特約、賃借・引越し費用補償特約セットの有無は、下記のとおりです。
- 本制度で補償される損害が生じた場合は、下記の「事故の連絡先」へご連絡ください。
- ※ 事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- ※ 損害保険金および費用保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

保険金額・支払限度額と保険料相当額

地震保険セット：あり
事故被害者弁護士費用補償特約セット：あり
賃借・引越し費用補償特約セット：なし

シングルプラン

建物構造 ※1	地震保険 地域別 料率区分 ※2	保険金額・支払限度額					事故被害者 弁護士費用
		家財 〔破損・汚損等1事故30万円限度 （自己負担額：1事故1万円）〕	地震保険	個人賠償責任	借家人賠償責任 （自己負担額：1事故3万円（注））	修理費用	
イ	3	142.7万円	56.4万円	1億円	2,000万円	100万円	・（法律相談：1相談） 1万円 ・（法律相談：1事故） 3万円 ・（弁護士費用等：1契約年度）100万円
ロ	3	129.4万円	52.0万円	1億円	2,000万円	100万円	

（注）火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れの場合には、自己負担額は適用されません。

適用料率：2025年1月

保険料相当額
（月額）

700円

※1 建物の構造

イ構造	ロ構造
鉄筋コンクリート造・ 鉄骨不燃材造など	木造（2×4工法を含む）・ 木造不燃材料造など

※2 地震保険の地域別料率区分

1	2	3	4	5	6
北海道 群馬 岐阜 島根 長崎 福岡	宮城 香川	茨城 埼玉 千葉	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川	
青森 新潟 滋賀 岡山 熊本	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川			
岩手 富山 京都 広島 大分	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川			
秋田 石川 兵庫 山口 鹿児島	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川			
山形 福井 奈良 福岡	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川			
栃木 長野 鳥取 佐賀	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川			

お問い合わせ先・事故の連絡先＜取扱代理店・保険契約者＞

株式会社賃貸コーポレーション
三重県四日市市時田2丁目14番7号

TEL 059-366-3636 FAX 059-366-3366

CL242410

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
www.chubb.com/jp

CHUBB®

D30 M700

株式会社賃貸コーポレーションの「入居者補償制度のご案内」

ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと

- 入居者補償制度（以下、「本制度」といいます）は、不動産管理会社が保険契約者となって、Chubb損害保険株式会社（以下、チャブ保険といいます）との間で締結した損害保険契約に基づいています。
- お客様が所有する家財の実態に応じて、別途火災保険にご加入いただくことができます。詳しくは下記「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
- 本制度の対象となる借戸室に入居のお客様は、当該保険契約の被保険者（保険金受取人）となります。
- 本制度の保険証券は、保険契約者が保管し、入居者の皆様には交付されません。
- お客様が所有する家財の実態に応じて、別途火災保険にご加入いただくことができます。詳しくは下記「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
- 本制度は、対象となる借戸室の入居期間中に補償を提供するものです。対象となる借戸室を退去された場合、またはご入居されている借戸室が管理会社の変更などにより本制度の対象でなくなった場合は、補償が終了します。
- ※ 退去等によって補償が終了した場合、解約等の手続きは必要ありません。
- パンフレットおよびこの書面は補償内容に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましてはチャブ保険ホームページ、「リビングプロテクト総合保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）2025年1月1日以降始期用」をご参照ください。（<https://www.chubb.com/jp-yakkan>）冊子約款をご希望の場合は、下記「お問い合わせ先」にお問い合わせください。
- 地震保険、事故被害者弁護士費用補償特約、賃借・引越し費用補償特約セットの有無は、下記のとおりです。
- 本制度で補償される損害が生じた場合は、下記の「事故の連絡先」へご連絡ください。
- ※ 事故が発生した場合には、損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- ※ 損害保険金および費用保険金の請求権は、事故による損害が発生した日の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

保険金額・支払限度額と保険料相当額

地震保険セット：あり
事故被害者弁護士費用補償特約セット：あり
賃借・引越し費用補償特約セット：なし

ファミリープラン

建物構造 ※1	地震保険 地域別 料率区分 ※2	保険金額・支払限度額					事故被害者 弁護士費用
		家財 〔破損・汚損等1事故30万円限度 （自己負担額：1事故1万円）〕	地震保険	個人賠償責任	借家人賠償責任 （自己負担額：1事故3万円（注））	修理費用	
イ	3	178.3万円	77.1万円	1億円	2,000万円	100万円	・（法律相談：1相談） 1万円 ・（法律相談：1事故） 3万円 ・（弁護士費用等：1契約年度）100万円
ロ	3	164.9万円	64.3万円	1億円	2,000万円	100万円	

（注）火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れの場合には、自己負担額は適用されません。

適用料率：2025年1月

保険料相当額
（月額）

800円

※1 建物の構造

イ構造	ロ構造
鉄筋コンクリート造・ 鉄骨不燃材造など	木造（2×4工法を含む）・ 木造不燃材料造など

※2 地震保険の地域別料率区分

1	2	3	4	5	6
北海道 群馬 岐阜 島根 長崎 福岡	宮城 香川	茨城 埼玉 千葉	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川	
青森 新潟 滋賀 岡山 熊本	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川			
岩手 富山 京都 広島 大分	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川			
秋田 石川 兵庫 山口 鹿児島	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川			
山形 福井 奈良 福岡	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川			
栃木 長野 鳥取 佐賀	山梨 愛媛 徳島 高知	東京 神奈川			

お問い合わせ先・事故の連絡先＜取扱代理店・保険契約者＞

株式会社賃貸コーポレーション
三重県四日市市時田2丁目14番7号

TEL 059-366-3636 FAX 059-366-3366

CL242410

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
www.chubb.com/jp

CHUBB®

D30 M800